

## 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成27年12月15日  
北陸電力株式会社

当社は、本日(12月15日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定<sup>※1</sup>(以下、「保安規定」)の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、今後、緊急作業を実施する必要が生じた場合に備えて、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則<sup>※2</sup>」等の緊急作業に関連する内容(事象により線量限度を250mSvに設定する等)が改正されました。  
(平成27年8月31日改正、平成28年4月1日施行)

今回の保安規定の変更認可申請は、この法改正を反映するものです。

主な変更内容は、以下の通りです。

1. 「緊急作業に従事する放射線業務従事者」(以下、「緊急作業従事者という」)の選定基準および線量限度250mSvを適用できる者を新たに規定
    - ・ 緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を書面で申し出た者であること
    - ・ 緊急作業についての訓練を受けた者であること
    - ・ 線量限度250mSvを適用できる緊急作業従事者は、原子力防災要員等<sup>※3</sup>であること
  2. 緊急作業従事者の線量管理、放射線防護措置及び健康管理について新たに規定
- 今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

以上

※1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

※2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、実用発電用原子炉の設置や運転等に関する規制を定めた規則。

※3 原子力防災要員等

原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務に従事する者。  
(原子力防災要員、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者)